

2025

月号

けんぽ 便り

職場内で掲示・回覧を
お願いいたします。全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

静岡支部 自動音声ガイダンスのご案内

お電話でのお問い合わせは、以下の代表電話番号へおかけください。

☎ 054-275-6601 (代表)

受付：午前8時30分～午後5時15分(土日祝日・年末年始を除く)



音声案内に従って、番号をお選びください。

※音声案内の途中でもお選びいただけます

0

マイナ保険証等についてのご相談

- マイナ保険証
- 資格情報のお知らせ
- 資格確認書
- オンライン資格確認

1

健康保険制度や申請方法についてのご相談

- 健康保険に関する手続きや申請方法
- 制度に関するお問い合わせ
- 申請書の送付依頼

各種申請用紙はこちら



(協会けんぽHP)

2

すでに各種給付金を申請済の方や健診のご相談、自治体、医療機関の方

3

その他のお問い合わせやお問い合わせ先が不明な場合

引き続きご案内します

1

各種給付金、任意継続

- 申請の進捗確認

- ・傷病手当金
- ・高額療養費
- ・出産手当金
- ・出産育児一時金
- ・埋葬料(費)
- ・療養費(立替払・治療用装具・柔道整復・鍼灸)
- ・退職後の健康保険(任意継続健康保険)
- ・限度額適用認定証の交付
- ・高齢受給者証の交付

2

健診、保健指導

- 生活習慣病予防健診
- 特定健診
- 特定保健指導
- 事業者健診(定期健康診断)結果データ提供
- 契約健診機関からのお問い合わせ

3

交通事故、労災、レセプト、返納金

- 負傷原因の照会
- 第三者行為(交通事故等)
- 協会から返戻されたレセプト(医療機関、薬局)
- 医療費の返納金
- 労災保険への切り替え
- 医療費のお知らせ

4

その他

- 保険料率
- 評議会
- 情報提供サービス
- ジェネリック医薬品
- 個人情報開示
- 健康宣言など事業所における健康づくり
- 健康保険委員
- 広報
- 調達・契約
- 採用



マイナ保険証等に関するお問い合わせ

☎ 0570-015-369

開設時間：午前8時30分～午後5時15分(土日祝日・年末年始を除く)

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお願いします。

特定保健指導(健康サポート)のご案内について

特定保健指導とは、健診結果をもとに「メタボリックシンドローム」のリスクのある方を対象にした、保健師・管理栄養士による3か月間の健康サポートです。食事や運動等の生活習慣改善により、内臓脂肪を減らし、脳血管疾患・心疾患等の重大な病気を未然に防ぐことを目的としています。

対象者

40歳以上の方の健診の結果 **腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上**
または **BMI 25以上** で **血圧・血糖・脂質・喫煙の追加リスクが一つでもあれば、特定保健指導対象者に該当します。**

※喫煙については、血圧、血糖、脂質のリスクが1つ以上の場合のみ追加されます。

実施方法

- ① 協会けんぽが契約している特定保健指導委託機関にて実施（健診当日又は後日に実施）
- ② 保健師又は管理栄養士が事業所へ訪問して実施
- ③ オンライン面談にて実施（Zoom等）

被保険者
無料



被保険者の方が特定保健指導を受ける場合、通常は最高で **31,130円(税込み)** かかる費用が、**無料になります。**
あなたが無理なく続けられる生活習慣改善ポイントを、保健師・管理栄養士がアドバイスしてくれますので、ぜひご活用ください。

お問い合わせ先 保健グループ/TEL.054-275-6601 自動音声案内2番→2番

交通事故や暴力によってケガをした場合は 届出が必要です！



相手のいる交通事故や、他者からの暴力によって負傷した際に、健康保険を利用して医療機関等を受診する場合は、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

健康保険を利用して医療機関等を受診する場合、本来加害者が負担すべき治療費等を協会けんぽが一時的に立て替えることとなります。「第三者行為による傷病届」をもとに、この治療費等を、損害保険会社や加害者に請求するため、すみやかな提出をお願いします。

第三者行為の例
私用中の交通事故
暴行
他人のペットに咬まれる



医療機関受診



傷病届提出



協会けんぽ



治療費請求



損害保険会社・加害者

示談は慎重に

健康保険で治療を受けた場合、協会けんぽが加害者に対して医療費の請求を行います。しかし、「健康保険で治療をするから治療費はいらない」といった内容で示談をした場合は、損害賠償請求権を放棄したことになります。健康保険を使用して治療を受けることができなくなります。示談は慎重に行ってください。

健康保険が使えないときがあります

仕事中や通勤途中でのケガの場合、健康保険で治療を受けることはできません。労災保険の適用となりますので、管轄の労働基準監督署にご相談ください。

第三者行為による
傷病届について



(協会けんぽHP)

申請書は
こちら



(協会けんぽHP)

お問い合わせ先 レセプトグループ/TEL.054-275-6601 自動音声案内2番→3番

